

徳島県告示第百六十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿波市土成町宮川内字落倉七の四（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）